

特249

546

赤城山行幸記念誌



始





御 憩 所
(行幸當時のもの)



望 展 り よ 近 附 所 憩 休 御
(りな碑念記幸行ち即のもるゆ見に間樹端右)



行幸記念碑
侍従長鈴木貫太郎書

碑 本



行幸記念ノ碑
 昭和九年秋陸軍特別大演習舉行セラレルハヤ異ツモ
 天皇陛下ニハ大勳ヲ著セテ無レテハ六軍ヲ統制シ給フ又ニ新
 下各所ニ行幸アラセテ無レテハ國ノ経テ赤城山ニ行幸アラセ
 五日ニハ群馬縣高橋ヨリ新坂ヲ経テ赤城山ニ行幸アラセ
 ル所ニ未嘗有リ感蒙ニシテ縣民ノ齊シク感佩感戴ニ堪ヘサル
 所ナリト雖モ特ニ感蒙ニシテ縣民ノ齊シク感佩感戴ニ堪ヘサル
 措ク所ヲ知テ入試ニ即民直情ノ進ル所ニ從ヒ萬世ニ顯彰シ
 テ行幸記念ノ碑ヲ御駐蹕址ニ建テ以テ 聖蹟ヲ萬世ニ顯彰シ
 天恩ヲ無窮ニ欽仰シ奉テ
 群馬縣町村長會 群馬縣小學校長會
 群馬縣教育會 群馬縣青年團 同慶會
 群馬縣農會 群馬縣商會 群馬縣聯合會
 群馬縣聯合青年團 同慶會
 昭和十一年十一月十五日建之 群馬縣 山本 謹啟

副 碑



碑副及碑念記幸行



讀朗辭祝の事知縣馬群るけ於に式幕除



赤城山行幸記念誌

一、行幸記念碑建設の由來



昭和九年十一月、群馬縣を主とし栃木縣・埼玉縣三縣地方に於て、陸軍特別大演習を施行せらるる中、畏くも天皇陛下は群馬縣廳を大本營に充てさせられ、折りからの赤城風も御厭ひな
 衣厨食御身心を勞させ給ひ、續て地方各所に行幸あらせられて、無量の天恩を垂れさせ給ひ
 前橋地方裁判所・群馬縣立前橋中學校・群馬縣蠶業試驗場・群馬縣師範學校・群馬縣種畜場
 赤城山は、同月十五日に行幸の恩榮に浴す。縣の記録に據れば、種畜場へは午前十一時五十一分
 警備御巡覽をさせられ御座所に入御、御晝餐の後、御背廣服に御召替遊ばされ、午後零時五十三
 分御、赤城山に向はせ給ひしと。更に同記録に就き赤城山御巡覽の聖蹤を窺ひ奉れば。

赤城山御巡覽

此ノ日朝來好晴ナリシモ、種畜場行幸ノ頃ヨリ俄カニ寒風小雪ヲ伴ヒタレハ、新坂ノ急峻行路難
 ナ極ム。畏クモ陛下御徒歩側近者ヲ促サレツツ一路新坂平ヲ經テ、大沼湖畔、青木旅館前ニ、
 特設ノ御休憩所ニ入御遊ハサル。山高カラス水廣カラサレトモ、四季ノ好景觀ニツキテノ奏上ヲ

御聴取ノ上、暫シ林間ヲ御逍遙、天機殊ノ外御麗ハシク御下山、地藏橋ヨリ略式自動車兩薄ニテ發御、農務課長（中略）等ノ奉迎裡ニ群馬縣種畜場へ著御、時ニ午後三時五十五分、場長ノ御先導ニテ二階御座所ニ入御、御衣更遊ハサレ、御少憩ノ後御座所ヲ出御、午後四時十二分、場長以下多數ノ奉送者ニ御會釋ヲ賜ハリツツ發御、午後四時三十七分御恙ナク行在所ニ還御アラセ給フと、洵に恐くも恐き極みにして、未曾有の盛事、無上の光榮、恐懼感激措く所を知らず。之を萬世に傳へんと欲する勢多郡民の赤心至情は、遂に行幸記念碑謹建の舉となれり。

一、經過概要

行幸の恩榮を無窮に傳へんとは、行幸直後よりの念願なりしと雖、非常の災害頻發の爲、思ひながら時日を経過し、昭和十一年に至りて漸く具體的に進展し、八月七日、町村長・教育會長・小學校長會長・在郷軍人聯合分會長・聯合青年團長・聯合處女會長等勢多會館に會同して、赤城山行幸記念碑建設の議を決し、其遂行の便を計り、町村長會支部長荒砥村長鹿沼登喜太・副支部長黒保根村長須藤和三郎・評議員上川淵村長石田庄三郎・同下川淵村長高岸淺治郎・同南橋村長藤井孝太郎・同東村長小倉留藏・地元富士見村長古屋清太郎・教育會長小峰茂樹・小學校長會長大胡校長石井睦雄・在郷軍人聯合分會長町田正太郎・聯合青年團長岩村平造等を特別委員に選定して事務を委託す。

受託の委員等は、更に町村長會支部長鹿沼登喜太を委員長に推選し、同支部幹事原田龍雄に庶務を取扱はしめ、屢々會議を開き、或は出縣し、或は登山し、或は上京する等、奔走努力したり。其結果、建碑の位置は大沼湖畔の御休憩所址を最適當と認め、縣土木課公園係に設計を委嘱し。碑表の揮毫は侍從長鈴木貫太郎閣下に懇請し。後更に建碑の事由を記したる副碑を建設するの必要を認め、元勢多郡書記原田龍雄に之を書せしめ。工事は前橋市田中町石工山田泰造に請負はしむ。經費豫算は金貳千圓とし、其五割を町村長會支部、貳割五分を教育會及小學校長會、壹割を軍人聯合分會、七分五厘宛聯合青年團及聯合處女會にて分擔し、若し不足を生じたるときは町村長會支部にて負擔することゝす。

初め、建碑の場所を大沼湖畔に選定するに就ては、縣立赤城公園地内なるを以て、先づ其使用許可を受けざるべからざるに依り、其願書を八月十九日知事に提出し、十月三日許可せられ、直に請書を提出す、願書及指令左の如し。

公園使用願

行幸記念縣立赤城公園地内別紙圖面ノ箇所

一、地 所

二十五坪

一、使用目的

行幸記念碑設立ノため

一、使用料 無料
右使用致度ニ就テハ御規則ハ勿論其他御命令ノ事項等堅ク遵守致候間御許可相成度別紙圖面相添ヘ此段相願候也

昭和十一年八月十九日

群馬縣町村長會勢多郡支部長

使用出願人 荒砥村長 鹿沼登喜太

群馬縣知事君 島清吉殿

申請 理由

昭和九年本縣ヲ中心トシテ陸軍特別大演習ノ舉行セラレタル際畏クモ 聖上陛下ニハ十一月十五日赤城山ニ行幸アラセラル此ノ光榮ヲ永久ニ記念スヘク茲ニ地元勢多郡各町村相議リ 聖上陛下御野立所附近ノ地ヲトシ行幸記念碑ヲ設立セントスルモノナリ

(添付ノ工作物設置工期日、工作物圖面、題字、工費、使用箇所略圖、使用區坪詰圖等略す)

群馬縣指令土一九二一號

群馬縣町村長會

勢多郡支部長 鹿沼登喜太

昭和十一年八月十九日付願行幸記念赤城公園使用ノ件許可ス但シ左記ノ通心得ヘシ

昭和十一年十月三日

群馬縣知事 君 島清吉 匳

記

- 一、工事著手ニ際シテハ届出ツヘシ
- 二、工事竣功シタルトキハ届出ノ上検査ヲ受クヘシ
- 三、公園管理上必要アリト認メタルトキハ工事ノ變更又ハ中止ヲ命スルコトアルヘシ
- 四、使用期間ハ許可ノ月ヨリ五ヶ年トス
- 五、縣ニ於テ必要アルトキハ何時ニテモ使用許可ヲ取消スモノトス
- 六、前項ノ場合ニ於テ使用許可受人損失ヲ受クルコトアルモ縣ニ於テ之ヲ補償セサルモノトス
- 七、使用許可受人ハ許可ヲ得スシテ他人ニ轉貸シ又ハ使用ノ目的方法ヲ變更スルコトヲ得ス
- 八、本指令書受領ノ日ヨリ七日間以内ニ請書ヲ提出スヘシ

(十月十六日提出請書、同廿九日提出工事著手届、同十一月十六日提出竣工届は略す)

別に碑表建設の許可を要するに付、十月廿三日所轄前橋警察署に願書を提出し、十一月四日許可せらる。其願書及指令は左の如し。

碑表建設許可願

一、行幸記念碑 本碑及副碑共二基

碑文ノ寫 別紙ノ通

建設地 行幸記念縣立赤城公園内(許可指令別紙寫ノ通)

碑石ノ圖面 別紙ノ通

建設ノ理由 昭和九年十一月十五日 今上陛下赤城山行幸ハ未曾有ノ盛事ニシテ無上ノ光榮ナルヲ以テ碑ヲ建テ之ヲ萬世ニ記念セントス

右碑表建設御許可相成度奉願候也

昭和十一年十月廿三日

前橋市榮町壹番地勢多會館内

群馬縣町村長會

勢多郡支部長

鹿沼登喜太

前橋警察署長 水野 榮殿

(添付の碑文寫本碑副碑、碑石略圖、指令寫、建碑位置略圖等略す)

第九四九號

群馬縣前橋市榮町一番地

群馬縣町村長會

勢多郡支部長

鹿沼登喜太

昭和十一年十月二十三日付願碑表建設ノ件許可ス

昭和十一年十一月四日

前橋警察署長

地方警視

水野 榮 殿

十月三十一日、大洞赤城神社々掌鹽原喜代治氏に依頼して地鎮祭執行。十一月四日工事に著手し前橋市神明町小室徳松を雇ひ、附切り監督せしむ。是より先、侍從長の揮毫を得、山田石工の庭内に於て刻了したるを以て、副碑は山上にて彫刻せんとし、十月廿五日運搬を始め、新坂の峻路も無

事に、十一月九日午後建設地に搬著す。而して除幕式の朝八時迄に、全く竣工を告げ、滞りなく除幕式を舉行することを得たり。

三、除幕式概況

維時昭和十一年十一月十五日、赤城山行幸記念碑の除幕式を行ふ。

是より先。同月十一日、特別委員會を開き、除幕式執行に關する諸般の協議を爲し、夫々準備を進む。祭儀は群馬縣神職會勢多郡支部に依頼したれば、大洞赤城神社々掌鹽原喜代治氏を齋主、縣社赤城神社々司奈良原備雄氏を副齋主、郷社赤城二宮神社々司細野福三郎氏を典儀とし、村社赤城神社々掌生方一磨、村社今宮八幡宮社掌北爪徳重郎、村社木曾三柱神社々掌根井治良平三氏諸役奉仕、前日より登山準備を整へられ、鹿沼委員長其他も同日登山して遺憾なきやう努めたり。

十四日。天氣良好なれば、明日も必ず斯様なるべしと豫想し、喜び且之を念願せしに、午後より次第に曇り、赤城山上は小雨さへ降り憂心忪々たりしが、豈料らんや是は所謂清めの雨にして、翌朝は一天拭ふが如く、晴空片雲も留めず、靜穩にして微風だもあらず、赤城山上稀に見る小春日和の好天氣、黒檜の靈峰に輝き昇る旭日の光りも殊に神々しく拜せられ、度みて皇天の恩恵に感謝を捧げたり。

除幕式は、十五日午前十一時開始の豫定なれば、参列の官民諸氏は、各登山口より三々五々攀登知事閣下代理安井總務部長を始め、來賓には、林務課長、土木課長、地方農林技師、道路主事、前橋土木出張所長、前橋警察署長、前橋市長、前橋驛長、勢多農林學校長、縣會議員、赤城公園委員其他の官民諸氏及び發企者側よりは、郡内町村長、小學校長、教育會長、在郷軍人分會長、男女青年團長等百八十二名、豫定の休憩所青木旅館の階上階下に於て時刻の到るを待つ。此日は、陛下御登山の記念日にして、山光水色も亦依然として當時を偲ひ奉るが如く、人々亦恭しく行幸の盛儀を追憶し奉り相語りて、無窮の 聖恩に恐懼感激を新ならしむ。

豫定の時刻、第一振鈴の響と共に、諸員記念碑前の式場に参列するや、齋主以下祭員、威儀肅々式場に参入して所定の位置に著き、第二振鈴、式の開始を報じ、左の順序に依つて進行す。

行幸記念碑除幕式次第

- 一、第一振鈴 一同著席
- 一、第二振鈴 開式警報
- 一、除幕式開始
- 一、宮城遙拜
- 一、國歌齊唱 (二回)
- 一、修祓の御儀

(奉仕者富士見村長三女古屋アヤ子年十六)

- 一、除幕
- 一、降神の御儀
- 一、獻饌の御儀
- 一、齋主祝詞奏上
- 一、齋主玉串奉奠
- 一、知事閣下玉串奉奠 (代理總務部長安井章一氏)
- 一、縣會議長玉串奉奠 (代縣會議員金子金八氏)
- 一、赤城公園委員總代玉串奉奠 (委員角田金五郎氏)
- 一、其他來賓總代玉串奉奠 (縣會議員町田正喜氏)
- 一、發企各團體總代玉串奉奠 (町村長會支部長鹿沼登喜太氏)
- 一、撤饌の御儀
- 一、昇神の御儀
- 一、式辭 (行幸記念碑建設委員長)
- 一、知事閣下祝辭 (安井總務部長代讀)
- 一、縣會議長祝辭 (金子縣會議員代讀)
- 一、赤城公園委員祝辭 (角田委員)
- 一、其他來賓祝辭 町田縣會議員、前橋市長(新井收入役代讀)
- 一、天皇陛下萬歲奉唱 (三回)
- 一、閉場式

(十三尺)

行幸記念碑

侍從長 鈴木貫太郎書

(尺五)

(四尺三寸)

行幸記念ノ碑

昭和九年秋陸軍特別大演習舉行セラルルヤ畏クモ
 天皇陛下ニハ大轟ヲ本縣ニ進メテ六軍ヲ宸裁シ給フ又更ニ縣
 下各所ニ行幸アラセラレ無疆ノ鴻恩ヲ垂レサセ給フ十一月十
 五日ニハ群馬縣種畜場ヨリ新坂ヲ經テ赤城山ニ行幸アラセラ
 ル洵ニ未曾有ノ盛事ニシテ縣民ノ齊シク恐懼感激ニ堪ヘサル
 所ナリト雖モ特ニ勢多郡ニ於ケル無上ノ光譽ニシテ感戴欣躍
 措ク所ヲ知ラス茲ニ郡民至情ノ迸ル所ニ從ヒ偕ニ胥謀リ祇ミ
 テ行幸記念碑ヲ御駐蹕址ニ建テ以テ 聖蹟ヲ萬世ニ顯彰シ
 天恩ヲ無窮ニ欽仰シ奉ランコトヲ期ス

(寸五尺二)

10

昭和十一年十一月十五日建之

群馬縣町村長會 勢多郡支部
 勢多教育會 勢多郡小學校長會
 帝國在郷軍人會 勢多郡聯合分會
 勢多郡聯合青年團 同 處女會
 勳八等原田龍雄書 山田泰造刻

赤城山行幸記念碑除幕式祝詞

此乃赤城乃山乃沼乃畔乃清支處乎伊豆乃磐境乃被清米豆招奉里令座奉留掛麻久母畏伎 大地主大
 神此乃處乎宇斯佩座寸赤城大神等乃大前仁齋主赤城神社々掌鹽原喜代治恐美恐美母白佐久
 寶田乃千代田乃大宮爾大座坐豆天下知食須 天皇波也去爾志昭和九年十一月此乃群馬縣乎主
 刀志豆行波世給比志陸軍特別大演習乎大御自統監左世給比其月乃十五日爾此乃赤城山爾御登良
 世良禮豆風光乎御覽波志給波奉登乃尊伎大御心乃隨々嶮岨志伎嶺坂毛踏佐久美風雪乎毛 御厭波世
 給波受御行幸給比豆此乃湖畔爾御野立在良世給比久呂保乃根呂乃葛葉濁鏡乃如伎乎 御叡覽志
 給比豆尊伎大御言左邊宣里給比志波畏志登母畏伎極爾古曾有禮故大御光乎仰奉奉里大御慈乎憇
 奉里豆大御跡爾大御標乃石碑乎建設奉良奉登豆群馬縣町村長會勢多郡支部 勢多教育會勢多

一一

郡小學校長會帝國在郷軍人會勢多郡聯合分會勢多郡聯合青年團同處女會等胥謀里豆先月三十一日登云日爾地鎮仕奉里豆與利石工人等諸真心乃一筋爾勤美勞支豆打墨繩乃速介久工事乃今波全久成竟衣奴留乎以豆尊伎大御影乎德昆奉留今日乃生日乃足日仁幕取除乃儀式仕奉留登志豆群馬縣知事手始米諸々乃官人又工事爾係良布人等石碑乃前毛所狹支萬傳打集比豆御祭祀仕奉里御饌御酒種々乃珍物乎供奉里豆拜美奉良久乎平介久聞食志豆今與利後地震搖里水溢留止母動久事無久築支固米多留礎乃緩昆无久常磐爾堅磐爾守幸比給比 天皇乃大御跡乎天地乃共永久仰爾賀志米給閉止恐美恐美母白須

式 辭

昭和九年秋、群馬縣ヲ主トシ栃木縣及埼玉縣地方ニ於テ、陸軍特別大演習ヲ施行セラルルヤ、畏クモ 天皇陛下大本營ヲ前橋市ニ置キテ親シク之ヲ御統裁遊ハサレ、演習終了ノ後、地方行幸ノ御事アリシガ、十一月十五日ニハ赤城山上マテ行幸アラセ給フ。洵ニ未曾有ノ盛事ニシテ、本縣民ノ齊シク恐懼感激ニ堪ヘサル所ナリ。之ニ依テ縣ハ、赤城山外輪山内ヲ劃シテ行幸記念赤城公園ヲ設定セラレシト雖、特ニ我勢多郡ニ於ケル無上ノ光譽ニシテ、感戴欣躍措ク所ヲ知ラス、乃チ郡民至情ノ迸ル所ニ從ヒ、町村長會・教育會・小學校長會・在郷軍人會・男女青年團等胥謀リテ、行幸記念碑ヲ大

沼湖畔ノ御駐蹕址ニ謹建シ、以テ 聖蹟ヲ萬世ニ顯彰シ、 天恩ヲ無窮ニ欣仰シ奉ラントノ議ヲ決シ、公園使用及建碑ノ許可ヲ受ケ、碑表ノ揮毫ヲ侍從長鈴木貫太郎閣下ニ請ヒ、別ニ建碑ノ事由ヲ簡單ニ石ニ勒シテ側ニ建テ、經費ハ發企各團體ヨリ應分ノ淨財ヲ釀出シテ之ヲ支辨シ、豫定ノ如ク竣工シタルヲ以テ、本月本日、行幸滿二周年ノ佳辰ヲトシ、茲ニ除幕式ヲ舉行スルニ至レルハ、縣當局ヲ始メ關係官民各位ノ深厚ナル御指導ト御援助ノ賜ニシテ、誠ニ感謝ニ堪ヘス。

恭シク惟ミルニ、赤城山行幸ノ 聖旨ハ眞ニ廣大深遠、濫リニ忖度シ奉ルヘキニアラスト雖、虔ミテ 聖蹤ヲ拜シ、記錄ヲ按シテ恐察シ奉レハ、蓋シ天真ヲ尊重シテ自然ノ美ヲ愛護シ、流俗ヲ離脱シテ人生ノ至善ニ獎順セサルヘカラサル 聖訓ヲ範示シ給ヘルニアラサルナカラシヤ。然ラハ則チ獨リ我勢多郡民ノミナラス、斯ノ碑ヲ仰キ觀ル者、 聖蹤ヲ追憶シ奉リ、俱ニ共ニ深ク心ヲ此ニ致シ、以テ 聖慮ニ副ヒ奉ランコトヲ庶フ。若シ克ク然ラハ建碑ノ微志亦空シカラサラントス。茲ニ知事閣下ヲ始メ貴紳各位、寒冷ノ時節、山路ノ困難ヲ厭ハセラレス、此ノ式ニ御臨場ノ榮ヲ賜ハリタルコトヲ、深ク厚ク謹ミテ感謝シ、蕪言ヲ陳ヘテ式辭トナス。

昭和十一年十一月十五日

行幸記念碑建設委員長

群馬縣町村長會
勢多郡支部長

鹿沼登喜太

祝 辭

赤城公園行幸記念碑建設工事竣功ヲ告ケ本日茲ニ除幕ノ式典ヲ舉行セラルルハ洵ニ欣快トスル所ナリ
抑々本公園ハ昭和九年陸軍特別大演習終了後畏モ 今上陛下御登攀アラセラレ親シク山上ノ風光ヲ愛テサセ給ヒシ光榮ニ浴シタルモノナリ聖慮宏遠眞ニ恐懼感激ノ至ニ堪ヘス縣ハ此ノ光榮ヲ永遠ニ記念シ奉ラム爲メ昭和十年二月八日山光水色幽邃ノ境一千五百餘町歩ノ地ヲ相シ縣立公園ニ指定シ爾來銳意施設經營ニ努メ來レリ然ル處此ノ度勢多郡各町村長相謀リ鴻恩ノ萬一ニ應ヘ奉ラムカ爲メ大沼湖畔御野立所附近ヲトシ記念碑ヲ建設セラル誠ニ關係地元民赤誠ノ發露ト謂フヘシ冀クハ縣民諸氏ト共ニ永ヘニ此ノ光榮ヲ銘記シ盡忠報國ノ資ト爲サムコトヲ茲ニ式ニ臨ミ所感ヲ述ヘテ祝辭トス

昭和十一年十一月十五日

群馬縣知事 君 島 清 吉

祝 辭

昭和九年秋陸軍特別大演習終了後。畏クモ 聖上陛下當地方行幸ニ際シ、産業ノ開發、國民保健ノ向上ニ 大御心ヲ注カセラレ、特ニ赤城山ニ 御登山アラセ給ヒシハ、縣下官民ノ等シク恐懼感激ニ堪ヘサル所ナリ。勢多郡民ハ 聖旨ニ感奮シ郡内諸團體相謀リ、皇恩ヲ後代ニ傳ヘムトシテ建碑ヲ企劃シ、今回碑成リ、御登山アラセラレシ今月今日ヲ以テ、是カ除幕ノ式典ヲ舉ケラル、洵ニ意義深キモノト云フヘシ。此ノ記念碑ハ赤城ノ靈峰ト共ニ不朽ニ輝キ、聖跡ハ赤城ノ名聲ト共ニ無窮ニ顯彰セラルヘキヲ信ス。一言以テ祝辭トス。

昭和十一年十一月十五日

群馬縣會議長 星 野 元 治

祝 辭 (口演)

勢多郡選出の縣會議員を代表して祝辭を申し上げます。
今日の佳き日をトして行幸記念碑の除幕式を行はせらるゝに當り、其の式典に列するを得ました事は、誠に光榮且喜びと致す處で御座います。今日あの一杯清水に自動車を棄て、新坂を一步々々

登りますとき、一昨年の本日 天皇陛下御親しく玉歩を運ばせ給ひし御跡なるを思ひ、身心共に引
緊るの感を深く致しました。

最近開發の名の下に、天然の美・自然の美が破壊されて行くの例を各處に見るので御座いますが、
私達は畏くも 天皇陛下の御旅情を御慰め申上るの光榮に浴せし此の赤城山の天然の美・自然の美
を此の儘に保存し且助成して参らねばなりません。

縣も亦行幸記念として、縣立赤城公園を指定して、聖地保護の計畫を御建てになりましたが、赤城
山の天然の美・自然の美を永遠に保護致します事は、赤城山を持つ勢多郡民の共同の責任でありま
して、此の點皆様と共に十分に力を盡し度いと存じます。
以上を以て祝辭と致します。

群馬縣會議員 町田 正 喜

祝 辭 (口演)

本日茲に行幸記念碑除幕式を舉行せらるゝに當り參列するを得たるは實に光榮の至りに存じます。
抑々赤城山は他に比類なき靈山であります。不肖は同山に産する一般植物を調査して廣く世人に知
らしめたく信念を以て久しきに亙り研究に没頭し來りたる所夫れ等植物中には本邦内に於ては

到底分明ならしむること不可能なるを以て外國専門家に依頼して分明にする外なしと思ひ標本を埃
國・芬蘭國・露國等の斯道の大家に送つて鑑定を依頼したところ未だ世界の「ふろらー」に記載な
い新種が発見されて是等も「ふろらー」に加へられて廣く發表されたのであります。斯様な譯を
以て同山を靈山と稱したのであります。斯かる靈山なるを以て昭和九年十一月陸軍特別大演習の際
畏れ多くも 今上陛下御行幸あらせられ洵に恐懼感激の至りに堪へぬ次第でありまして本縣に於て
は同山を行幸記念の爲め縣立赤城公園に指定されたのであります。斯様の次第であります。特に勢
多郡の諸賢は斯く貴き御事蹟を單に雜誌や書物のみに留め置くは誠に惜しきことなれば何れにかし
て廣く世人に知らしめ且永久に傳へしめたく夫れには建碑が適當なるべしと考へられ茲に斯様な
立派の記念碑を建立し本日莊嚴なる除幕式を目出度舉行せられたのは實に慶賀の至りに存じます。
而して本公園の名聲も更に高まるのであります。依て吾人は自今一層の努力を以て本公園の特色を
發揮し國內は勿論海外までも之を周知せしむる責任を盡さねばならぬのであります。御參列の諸賢
に於かれましては陰に陽に何卒御援助下されんことを偏に御願仕ります。誠に蕪辭なるも同僚を代
表して祝辭と致します。

群馬縣立赤城公園委員 角田 金 五 郎

祝 辭

今上陛下 皇祖考 皇考ノ遺業ヲ繼述シテ 王道ヲ恢弘シ 帝業ヲ振張シ給フ 皇化中外ニ洽ク
 帝威宇内ニ光被ス 乾徳昭々トシテ日月ノ如シ
 一昨秋地方行幸ニ際シ親シク 玉歩ヲ赤城ノ嶺岑ニ進メ 英姿ヲ大沼ノ湖畔ニ駐メサセ給ヘリ庶民
 林躍措ク能ハス 聖蹟ニ碑ヲ建テ以テ感激ヲ不朽ニ顯シ光榮ヲ後昆ニ傳ヘムトス今ヤ工程竣リヲ告
 ケ記念ノ本日ヲトシ除幕ノ盛典ヲ舉行セラル寔ニ之レ會心ノ盛事タリ不肖席末ニ列シ慶讚ノ念禁ス
 ル能ハス乃チ蕪辭ヲ聯ネ度ミテ祝意ヲ表ス

昭和十一年十一月十五日

前橋市長 江原桂三郎

祝 電

行幸記念碑ノ除幕ヲ祝シ赤城ノ光榮ヲ禮讚ス

青 木 精 一

御盛典ヲ祝ス

星 野 元 治

莊重嚴肅裡に式を閉ぢたるは正午を過ぐる僅に數分。各自碑前に稽首禮拜して退場。再び休憩所
 に集り、粗酒粗饌にて心ばかりの祝宴を開き、俱に共に杯を舉げて衷心より無窮の 天恩に感謝し
 皇室の天壤無窮の彌榮を祈り奉り、相慶し相賀し、各微醺を帶て歸路に就く。願みて仰ぎ觀れば、
 不朽に輝く記念碑は樹下に立ちて、黒檜の靈峰に面し、赤城の神湖に臨み、而して赤城の大神之を
 擁護し、以て 聖蹟を萬世に顯彰せんとす。

青年團長

まつ

ふさ

團
體
長

(附 録)

東 村	黒 保 根 村	新 里 村	粕 川 村	宮 城 村	大 胡 町	荒 砥 村	木 瀬 村	桂 萱 村	芳 賀 村	富 士 見 村	敷 島 村	横 野 村	北 橋 村	南 橋 村	下 川 淵 村	上 川 淵 村	町 村
小 倉 留 藏	須 藤 和 三 郎	茂 木 善 四 郎	渡 邊 佐 助	田 島 莊 次 郎	茂 木 雅 雄	鹿 沼 登 喜 太	中 村 繁 太 郎	田 村 庄 作	田 所 織 之 助	古 屋 清 太 郎	狩 野 國 五 郎	角 田 格 七	今 井 善 兵 衛	藤 井 孝 太 郎	高 岸 淺 治 郎	石 田 庄 三 郎	町 村 長
坂 鶴 本 元 吉 史	尾 池 隆 次 郎	松 村 牧 次	清水 岩 吉 之 丞	鹽 澤 金 重 郎	石 井 陸 雄	阿 久 澤 銀 太 郎	中 島 正 三 郎	田 村 信 一	湯 本 伊 三 郎	片 貝 幸 男	小 藤 内 田 盛 一 郎	柴 崎 村 要 造	新 井 休 丑 丸	栗 原 平 重 次 郎	三 森 長 吉	井 田 友 也	小 學 校 長
渡 邊 幸 一	小 林 柳 介	茂 木 靜 雄	須 田 富 太	阿 久 澤 俊 夫	小 林 嘉 久 太	松 本 久 作	馬 場 裕 次	荒 木 義 保	吉 田 富 太 郎	古 屋 雅 一	兵 藤 延 一 郎	永 井 雅 雄	萩 原 四 四 三	鹽 原 勝 二	定 方 正 璋	六 本 木 保 示	軍 人 分 會 長
小 倉 光 作	角 田 亘	鶴 谷 忠 男	鈴 木 茂 三 郎	北 爪 副 二	井 上 滿	境 野 好 治	小 澤 竹 雄	秋 葉 要 三	小 林 安 義	石 井 糸 治	荒 井 榮 一	角 田 良 一	富 岡 鷲 郎	野 田 菊 太 郎	石 原 正 一	手 島 榮 一 郎	青 年 團 長
星 野 秋 子	井 出 と ら	櫻 井 ま さ の	田 村 靜 江	大 崎 し づ ゑ	原 田 美 子	小 淵 竹 乃	深 谷 き よ 子	勝 山 登 美 枝	長 岡 き よ 子	小 暮 は る	茂 木 よ つ	須 田 恭 子	都 丸 せ き	金 子 ミ チ	田 中 ふ さ	村 田 ま つ	女 子 青 年 團 長

處勢多

青勢多

勢多帝國

小勢多

勢多

勢多馬

昭和十一年十二月二十三日印刷
昭和十一年十二月二十八日發行

〔非賣品〕

群馬縣町村長會勢多郡支部

編輯人兼
發行人

鹿沼登喜太

群馬縣勢多郡鹿沼村大字荒子九四二番地

印刷人

深町牧太

群馬縣前橋市堅町一〇番地

印刷所

株式會社前橋印刷所

群馬縣前橋市堅町一〇番地

發行所

群馬縣町村長會勢多郡支部

群馬縣前橋市堅町一番地勢多會館内

終

